

平成 30 年 4 月 10 日

法務省民事局参事官室 御中

特定非営利活動法人

日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

理事長 牛島 信

「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案（案）」 に関するCGネットの意見

平成 30 年 2 月 28 日に公表された「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する中間試案（案）」（以下「試案」という。）について、日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク（以下「CGネット」という。）として意見を述べる。

1. 会社法制（企業統治等関係）の改正について

試案は、平成 30 年 2 月 14 日に開催された、法制審議会の会社法制（企業統治等関係）部会において取りまとめられたものである。平成 26 年 6 月に成立した会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号）により改正され、その附則第 25 条において「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において、社外取締役の選任状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、企業統治に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする。」と規定されたことを受けてのものである。

試案は、「株主総会に関する規律の見直し」、「取締役等に関する規律の見直し」、「その他」の三部で構成され、会社法制、とりわけコーポレート・ガバナンスに係る法律について広範な見直しとなっている。様々な論点が採り上げられているが、CGネットでは、その現在における主たる使命である「社外取締役を置くことの義務付け」に絞って意見を述べることにしたい。

2. 社外取締役を置くことの義務付け

現行法上、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない監査役設置会社において、社外取締役を置いていない場合には、当該事業年度に関する定時株主総会において、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を説明しなければならず、「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告及び株主総会参考書類を通じて株主に開示することとされている。

試案第2の3では、上記「社外取締役を置くことが相当でない理由」を株主に説明、開示することで社外取締役を置かないことが容認されていた上場会社等について、少なくとも一人の社外取締役を置かなければならないものとするものを【A案】、現行法の規律を見直さないものを【B案】としている。

CGネットは【A案】を支持する。

2015年6月に適用が開始されたコーポレートガバナンス・コードによって、社外取締役を導入する会社は年々増えてきており、平成29年度には東京証券取引所の全上場会社における社外取締役の選任比率は96.9%となっている。

取締役会の構成、とりわけ社外取締役の導入、活用については、企業と機関投資家をはじめとする株主との対話の重要なテーマとされ、こうした対話が積み重ねられることによって、上場会社ではさらに社外取締役の導入が進んでいくものと思われる。

対象は有価証券報告書提出会社であるから、株式市場に上場していない会社等が含まれている。たとえ非上場とはいえ、株式の募集、売出しにあたり有価証券届出書または発行登録追補書類を提出した会社、株主を1000人以上もつ会社がその対象であり、社会的な影響力の大きな会社は少なくない。客観的な立場から企業経営の監督を行うとともに、経営者や支配株主と一般株主の利益相反の監督を行う存在が必要である。

すでに社外取締役の導入が進んできているという実態はあるが、社会的な影響の大きな会社について、少なくとも一人の社外取締役を置くことを求めることを法律で定めることは、社外取締役制度がコーポレート・ガバナンスの確立に不可欠であることを確認することになる。

3. 最後に

安倍政権以降のコーポレート・ガバナンスの急速な進展については、目覚ましいものがある。コーポレート・ガバナンスが成長戦略の中核として採り上げられ、その目的が「持続的な成長と中長期的な企業価値の向上」であることで、経済全体の成長と国民の安定的な資産形成に寄与することが期待される場所である。

試案における会社法改正は、こうしたコーポレート・ガバナンス改革の流れの中に位置するものと理解することができ、本意見書を含む建設的な意見を踏まえることで有意義な会社法改正に至ることを期待している。

CGネットは、社外取締役や監査役、コーポレート・ガバナンスの実務を担う人々を支

援する団体として、既にコーポレート・ガバナンスの啓蒙の時代は終わり、実効性向上こそが課題となっているとの認識のもとに様々な活動を展開してきた。日本の企業において社外取締役が法令等で期待された職責を果たす基盤を整えるべく、社外取締役や取締役会事務局に対するトレーニング・プログラム「MIDコース」を運営していることはその重要な一環である。これまで蓄積してきた知見、ノウハウを活かしながら、今後とも日本のコーポレート・ガバナンスの発展、充実に微力ながら貢献していく所存である。

以上

【本件についてのお問い合わせ先】

特定非営利活動法人日本コーポレート・ガバナンス・ネットワーク

専務理事 富永 誠一

〒105-6112 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービルディング 12F

Tel : 03-5473-8038 / e-mail : info@cg-net.jp